

令和7年9月期 木城町農業委員会定例総会議事録

開催期日	令和7年9月29日（月）午前9時00分～10時10分まで
出席委員	（農業委員 6人） 1番：久保 一美 2番：後藤 ミホ 3番：上川 安博 5番：曾我 広 6番：黒木 清澄 7番：西 哲郎 （農地利用最適化推進委員 6人） 國岡 伸二 永友 秀仁 吉岡 定男 久保田 博文 田村 和之 永友 文法
欠席委員	（農業委員 1人 推進委員 0人） 農業委員： 1 名 （亀長 亜由美） 推進委員： 0 名
出席職員	事務局長：藤井 学 局長補佐：眞崎 哲子 専門主幹：三隅 秀俊
会議録署名委員	2番：後藤 ミホ 3番：上川 安博
議事日程	令和7年9月29日（月）1日間
報告	(1) 9月の行事報告 (2) 農地転用事前調査報告 (2件) (3) 農家相談日結果報告 (0件) (4) 各委員活動報告 (5) 事務局報告 ① 相続届の提出について ② 合意解約書の提出について ③ 農用地利用集積等促進計画の認可及び公告について
会議事件	議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 議案第37号 農用地利用集積等促進計画について 議案第38号 農地移動適正化あっせん事業の実施について 議案第39号 農業委員会法令遵守の申し合せ決議について
事務局 (事務局長)	本日は亀長委員が所用で欠席という届が出ております、ご了承ください。 それでは、ただ今から令和7年度9月期の木城町農業委員会定例総会を開催いたします。皆さんご起立ください。一同、礼。ご着席ください。最初に会長からご挨拶をお願いします。
議長（会長） 久保 一美	<会長より挨拶>
事務局 (事務局長)	ありがとうございました。それでは進行の方を会長の方に進めていただきたいと思います。

議長（会長） 久保 一美	ただ今から、令和 7 年 9 月期の木城町農業委員会定例総会を開会致します。 本日の本会議の出席は、農業委員 6 名出席ですので総会は成立しています。 農地利用最適化推進委員は全員出席ですので、本日の定例総会出席委員は合計 12 名の出席となります。 議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。 （異議なし） それでは、2 番後藤ミホ委員と 3 番上川安博委員にお願いします。 次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の眞崎局長補佐と三隅専門主幹を指名致します。
議長（会長） 久保 一美	それでは、本会議に入ります。議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について、事務局の朗読をお願いします。
事務局 （事務局長）	それでは、総会資料の 13 ページをお願いします。 議案 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 次のとおり、許可申請があったので審議を求める。 申請番号 15 番 権利 所有権移転（有償） 所在 大字高城字柳ノ本〇〇番 他 1 筆 登記簿地目 田 2 筆 農振 農振農用地 面積 田 合計 1,218 m² 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。経営面積 65,592 m² 労力総数 1 稼働数 1 申請事由 規模拡大 担当は 1 番久保委員です。資料につきましては 10 ページに添付してあります。【売買価格】は 350,000/10a 円です。 申請番号 16 番 権利 所有権移転（有償） 所在 大字高城字赤木〇〇番 他 17 筆 登記簿地目 畑 18 筆 農振 農振農用地 面積 畑合計 40,250 m² 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。経営面積 40,250 m² 労力総数 1 稼働数 1 申請事由 規模拡大 担当は 6 番黒木委員です。資料につきましては 15 ページから 46 ページに添付してあります。【売買価格】16,500,000/全部円です。 申請番号 17 番 権利 所有権移転（有償） 所在 大字高城字藪村下〇〇番 登記簿地目 田 農振 農振農用地 面積 478 m² 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。経営面積 86,404.00 m² 労力総数 2 稼働数 2 申請事由 規模拡大 担当は 1 番久保委員です。資料につきましては 47 ページに添付してあります。【売買価格】100,000/全部円です。

	申請番号 18 番 権利 賃貸借権 所在 大字高城字下小坪〇〇番 他 2 筆 登記簿地目 田 3 筆 農振 農振農用地 面積 田合計 3,156 m² 賃貸人・借 受人につきましては表記のとおりです。経営面積 14,681,00 m² 労力総数 2 稼働数 2 申請事由 契約更新 担当は 1 番久保委員です。資料につきまし ては 48 ページに添付してあります。 以上です。
議長（会長） 久保 一美	それでは、議案の朗読が終わりました。申請番号 15・17・18 番については 私の方が担当ですので、その順番で説明したいと思います。 申請番号 15 番については先程、事務局報告②という事で、合意解約の提出 という事で 9 ページに示されましたけれども、これの売買に伴って譲受人が購 入されるという事です。前の農地につきましては、譲渡人が所有者で中間管理 で前借受人に貸していたんですが、譲渡人の方から農地の方を買っていただけ ないかなという事で、10a あたり 350,000 円という事で、前回も 350,000 円で 下鶴地区、町の方の近くを購入された金額でという事で、両方の間で決められ たところでございます。 申請番号 17 番につきましては、譲渡人が体調不良で農地を手放したいとい う事で相談があったみたいで、譲受人にそのまま引き継いでもらえないかとい う事で、四畝ぐらいしかないですが全部で 100,000 円になっております。 申請番号 18 番につきましては契約更新という事で、賃貸人から借受人その まま耕作をお願いしたいという事になっております。補足説明については、田 村推進委員何かないでしょうか。
田村農地利用 最適化推進委員	特にありません。
議長（会長） 久保 一美	それでは、申請番号 16 番については黒木委員よろしくをお願いします。
（6 番） 黒木 清澄	皆さん現地を見られた通りだと思いますので、私の方からは特別ありません。
議長（会長） 久保 一美	はい、ありがとうございました。では、事務局の方からお願いします。
事務局 （眞崎局長補佐）	事務局の方から補足をさせていただきたいと思います。この案件につきまし ては、現地確認を皆さんにさせていただいた所ですけれども、本件については申 請地に至る道路が私道になっております。資料の 46 ページをご覧ください と思います。この航空写真から、今回の申請農地の右側、東側の方に私道が 作られていますが、今回はこの私道も併せて売買をされるという事になってい

事務局 (眞崎局長補佐)	るようです。通行に関して今現在、南側の農地所有法人がキウイの栽培の準備をされている所ですが、この法人を含めて関係者3法人の間で口頭により今後通行できるという合意があるという事で譲渡人の方から説明を受けていたところですが、先に農地を所得されていた法人からは、書面による通行の確約がないという事で、また私道の部分に農地の下の部分が通路にかかるんじゃないかという事で、測量などして明確にする必要があるのではということで事務局に連絡があったところです。現段階で売買することに納得されていないということで、そういった現状があることを事務局で確認している所です。農地法3条の許可については、この私道の件は基本的に許可の要件にはなっていないのですが、周辺農地の効率的な利用が阻害されない事が要件にはなっておりますので、こちらについて皆さんで審議を頂く必要があるかと思っております。事務局からは以上です。
議長（会長） 久保 一美	はい、ありがとうございます。今事務局の方から報告がありましたけども皆さんについては現地まで行っていただいて、現場も見ましたけども今報告があった通りで、私道の分については一部賃借をされている所もあります。年間2万円という事で支払いをされているんですけども、それも所有者が変わればどうなるのか分かりませんし、畑が一部かかっているという事とこの広大な農地の境が分からない、色々事業を前の△△さんがやっていますので、宅地との境も分かりませんし、そこら辺が問題かなという形で思っている所です。この案件について他に何かないでしょうか。
田村農地用 最適化推進委員	会長も現場で三社一括してやった方がトラブルもないからという事を申し出て、譲受人の方も納得されていましたが、その後何も譲受人の方からは事務局に何も連絡はないんですか。
事務局 (眞崎局長補佐)	今回、譲受人と譲渡人の親会社□□と農業関係について連携協定を組むという書類を交わしています。その中で申請番号 16 番の農地は親会社の□□が農場長を置いて管理をするという形にしているので、譲渡人は親会社の□□にお任せしているという状況で、今後も通行（私道）については同じく使ってもらっていいという風に譲受人はおっしゃっているんですが、〇〇の方としては書面上の確約がとれていないので、そこに不安があるという事で、訴えてきておられます。
議長（会長） 久保 一美	それと今報告がありましたけれども、買入価格の変更についてメールできたみたいですので、その正式な売買価格の書面も総会には提出されていないので、契約をきちんとした上で総会にあげてもらわないといけないんじゃないかと思います。譲受人の方は親会社□□に従順している感じがします。 ただ、私道が使えなくなると、今後〇〇さんの事業がストップしてしまうと困るんですよね。なので、正式に文書で契約をして、私道に一人違う所有者さんもおかかっていますので、そこは見たいという話もありますから、ちゃんと書

	類を提出したうえでするのがいいと思っていますが、各委員さんどうでしょうか。
(6番) 黒木 清澄	そうですね。後で色々とかあるといけませんので、きちんとしてからの方がいいと思います。
議長(会長) 久保 一美	金額が本当に〇〇万も下がるんですかね。担当推進委員の久保田委員はどうでしょうか。
久保田農地用最適化推進委員	私もそう思います。ちゃんと契約をされてからのほうがいいと思います。
議長(会長) 久保 一美	他の委員さんはそれでよろしいでしょうか。曾我委員もこのような方向でいいですか。
(5番) 曾我 広	問題なのは、大雨の時に道路から出る水が田に影響しなければいいと思いますが、あそこにもう少し擁壁をもってきてもらいたいのかなと思います。
議長(会長) 久保 一美	書類関係の不揃いを指摘していいですね。西委員はどうでしょうか。今のよう形でいいでしょうか。
(7番) 西 哲郎	いいです。
議長(会長) 久保 一美	上川委員、農地部長ですがどうでしょうか。こういう感じでいいですか。
(3番) 上川 安博	いいですよ。
議長(会長) 久保 一美	ほかの推進委員の方もこういう形でいいでしょうか。 (異議なし)
議長(会長) 久保 一美	それでは、議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について、申請番号15番、17番、18番について賛成の方は、挙手をお願い致します。 (全員挙手) 全員賛成との事ありますので、議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について、申請番号15番、17番18番につきましては承認可決とします。ありがとうございます。

	つづきまして申請番号 16 番につきましては、継続審議ということによろしいでしょうか。継続審議で賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成という事ですので、継続審議といたします。
議長（会長） 久保 一美	つづきまして、議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、事務局の朗読をお願い致します。
事務局 (事務局長)	資料の 49 ページをお願い致します。議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について 次の通り許可申請があったので審議を求める。 申請番号 7 番 権利 賃貸借権 所在 大字高城字諏訪野〇〇番 登記地目 田 農振 農振地域 面積 694 m² 貸主・借主につきましては表記のとおりです。 転用形態 一時転用 用途 その他の業務用地 転用施設 車両・機械の回転場 施設面積 230 m² 転用事由 県工事受注により車両・機械の回転場を設置する必要があるため 担当委員は、6 番黒木委員です。資料につきましては 50 ページから 60 ページに添付してあります。 以上です。
議長（会長） 久保 一美	ありがとうございます。議案の朗読は終わりました。議案第 36 号は担当委員が黒木委員となっていますが、何かありますか。
(6 番) 黒木 清澄	3 回目ですね、特にありません。
議長（会長） 久保 一美	ありがとうございます。質疑に入りたいと思います。議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について 申請番号 7 番について質疑のある方は挙手の上、質疑をお願いします。 (質疑・意見なし) 事務局の説明をお願いします。
事務局 (三隅専門主幹)	この場所は 3 回目になります。場所は同じで使用関係、使用目的もすべて同じです。地図が 51 ページになります。どんぐり保育園の上の方です。写真説明は 3 回目ですので、省略させていただきます。説明は以上です。

議長（会長） 久保 一美	ありがとうございます。質疑が無いという事ですので、議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について賛成の方は挙手をお願い致します。 （全員挙手） 全員賛成ということですので、議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、申請番号 7 番につきましては承認可決とします。
議長（会長） 久保 一美	つづきまして、議案第 37 号は私（久保）の案件がありますので、議長を副会長よろしく申し上げます。 ＜議事参与関係委員退席＞
（副会長） 後藤 ミホ	それでは議案第 37 号農用地利用集積等促進計画について事務局の朗読をお願いします。
事務局 （事務局長）	総会資料の 61 ページをお願いします。議案第 37 号 農用地利用集積等促進計画について 次のとおり、農用地利用集積等促進計画案について審議を求める。 ＜権利種別：所有権移転＞ 申請番号 183 番 所在 大字椎木字南中原〇〇番 他 2 筆 登記簿地目 畑 農振 農振農用地 面積 合計田 3 筆 3,669 m² この案件につきましては農地中間管理事業の事業になりますので、すでに農業会議の方で承認を頂いているものであります。説明の方は省略をさせていただきます。 以上です。
（副会長） 後藤 ミホ	この土地は曾我委員が担当となっていますが、何か説明がございましたらお願いします。
（5 番） 曾我 広	元々の地主の方が最近亡くなられて名義変更という形ですので、この通りで問題はありません。
事務局 （三隅専門主幹）	補足をいいですか。今回の案件につきましては農地中間管理機構が行う一時貸付タイプという事で約 5 年前に所有者から公社という事で土地の名義につきましては公社の方に移っております。今回は公社から耕作者への売買という事で、貸付の期間が終わりますのでその関係で今回の案件となっております。最終的に耕作者が買受できるということを条件にする事業です。

(副会長) 後藤 ミホ	ありがとうございました。それでは採決に入りたいと思います。議案第 37 号 農用地利用集積等促進計画案について、申請番号 183 番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手) 全員賛成でありますので、議案第 37 号 農用地利用集積等促進計画について、申請番号 183 番につきましては承認可決と致します。 <議事参与関係委員着席>
議長 (会長) 久保 一美	ありがとうございました。つづきまして、議案第 38 号 農地移動適正化あっせん事業の実施について事務局の朗読をお願いします。
事務局 (事務局長)	総会資料の 63 ページをお願いします。議案第 38 号 農地移動適正化あっせん事業の実施について。 受付番号 4 番 申請人につきましては表記のとおりです。所在 大字高城字 乙王丸〇〇番 他 4 筆 登記簿地目 田 地積面積 3,583 m² 指名委員 農業委員、最適化推進委員 各 1 名ずつ 実施形態 売買 希望価格 400,000/10a 円 資料につきましては 64 ページに添付してあります。 以上です。
議長 (会長) 久保 一美	ありがとうございます。この農地については耕作者がまだおられて、先達で確認しましたけれども売買が決まるまでは耕作をしていただけるということでした。指名委員を 2 名指名する必要があります。それでは地区からみて私 (久保委員) と田村推進委員でよろしいでしょうか。
議長 (会長) 久保 一美	議案第 38 号 農地移動適正化あっせん事業の実施について、私 (久保) と田村委員をあっせん指名委員として承認していただけますでしょうか。賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手) ありがとうございます。全員賛成という事でありますので、そのように取り扱わせていただき承認可決と致します。 田村委員よろしくをお願いします。
議長 (会長) 久保 一美	つづきまして、議案第 39 号農業委員会の法令遵守の申し合せ決議の朗読をお願いします。

事務局 (事務局長)	資料の 65 ページになります。朗読をいたします。 議案第 39 号 農業委員会の法令遵守の申し合せ決議 私達農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し農地利用の最適化を実現する責務を負っている。 特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記の事項についてここに申し合わせ、決議する。 記 1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。 以上です。
議長（会長） 久保 一美	はい、朗読終わりました。これについて何か質疑はないでしょうか。法令遵守がとりざたされて、私達も準公務員ですので、的確に守っていただければなと思っております。特に今飲酒運転をしないという期間中でありますけれど、今日のテレビでも飲酒運転をして事故をされて捕まっている方がいますので、そういった形も法令遵守を前向きにお願いしたいと思っております。 何か質疑はないでしょうか。ないようですのでお諮りをしたいと思います。議案第 39 号農業委員会の法令遵守の申し合せ決議について、賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ありがとうございます。承認されました。
議長（会長） 久保 一美	以上で本会議を終了致します。
協議会	1 10月の行事予定について 2 その他
議長（会長） 久保 一美	以上をもちまして、令和 7 年 9 月期の定例総会を閉会します。

この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。

議 長

久保 一美

署名委員

上川 安博

署名委員

後藤 三小